

板橋区立高島第一小学校 いじめ防止対策基本方針

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- (1) 基本理念
- (2) いじめの定義
- (3) いじめの禁止
- (4) いじめ問題への基本的な考え方

2 いじめ防止等に関する取組

- (1) 教育委員会による取組
- (2) 本校における取組
(相談体制・保護者への啓発・教員研修を含む)
 - ① 未然防止
 - ② 早期発見
 - ③ 早期対応

3 いじめ防止等に関する資料

教育委員会による取組

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) 基本理念と基本方針

東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例（平成26年板橋区条例第23号）第3条に規定されている基本理念に基づき、本校では以下のように基本理念・基本方針を掲げ、いじめ防止に努めていく。

【基本理念】

子どもが元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめの未然防止等に向けた環境づくりに、保護者、地域、関係機関等と相互に連携、協力及び協働し、学校全体で取り組むものとする。

【基本方針】

- 1 いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大な**人権侵害**であるとの認識に立ち、いじめの未然防止に取り組む。
- 2 いじめは、**どの子どもにも、どの学校でも起こりうる**ものであるとの認識に立ち、いじめの早期発見に取り組む。
- 3 いじめは、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとの認識に立ち、いじめの早期対応に取り組み、早期解決を図る。

(2) いじめの定義

① いじめの定義（東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例第2条）

子どもに対して、当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが**心身の苦痛を感じているもの**をいう。

② いじめ重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の**生命、心身又は財産に重大な被害**の疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を**欠席**することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

③ いじめの解消（いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月14日文部科学省 最終改定））

○いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、**少なくとも3か月を目安**とする。ただし、いじめの被害の重

大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

○被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、**心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認**する。

(3) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法 第1条及び第4条）

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた子どもの心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての子どもは、いじめを行ってはならない。

(4) いじめ問題への基本的な考え方

いじめ問題に対して、本校では以下の考え方に基づいて、学校全体で取り組んでいく。

- ① いじめを生まない、許さない学校づくり
- ② 子どもをいじめから守り通し、子どものいじめ解決に向けた行動を促す
- ③ 教員の指導力向上と組織的対応
- ④ 保護者・地域・関係機関と連携した取組

2 いじめ防止等に関する取組

(1) 教育委員会による取組

① いじめの防止等に関する取組

ア 相談体制の整備

来所、電話、メールなど多様な相談窓口を確保し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる対応や教育支援センターの学校相談など子ども・保護者が相談できる体制を整備する。

イ 関係機関等と連携した取組の推進

児童館、あいキッズ、福祉・医療機関、民生・児童委員、その他の関係機関などと連携し、取組を推進する。

ウ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等

教職員の研修の充実、養護教諭その他の教職員の配置、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの確保を図るとともに、法的な見地か

ら対応方法について助言をもらうなど、専門的知識を有する者（スクールロイヤー等）を活用する。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

情報モラル教育の充実及び子どもやその保護者に対する啓発活動を行う。また、インターネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロール等を実施し、いじめ問題となりうる情報に対する監視や不適切な書き込み等が発見された場合は、学校と連携して適切な対応を行う。

② 組織の設置

ア 板橋区いじめ問題対策連絡協議会

区は、「板橋区いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。板橋区いじめ問題対策連絡協議会は、定期的に区民に対して、いじめの未然防止等に係る活動状況等についての報告を行う。なお、板橋区いじめ問題対策連絡協議会は板橋区長をその長とし、総務部、福祉部、子ども家庭部、健康生きがい部、学校、教育委員会事務局並びに医療、就労、法曹、警察等の子どもの健全育成に係る関係機関等及び区民をもって構成する。

イ 板橋区いじめ問題専門委員会

教育委員会は、「板橋区いじめ問題専門委員会」を附属機関として設置する。

板橋区いじめ問題専門委員会は、定期的に板橋区いじめ問題対策連絡協議会に対して、いじめの未然防止等に係る活動状況等についての報告を行う。なお、板橋区いじめ問題専門委員会は、①学識経験を有する者、②法律、心理、医療、福祉等に関する専門的な知識を有する者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

ウ 重大事態にかかる調査組織

板橋区いじめ問題専門委員会は、重大事態が発生した場合の教育委員会としての調査組織を基本的に兼ねるものとするが、状況に応じて専門的知識及び経験を有する者等を加えて構成する。なお、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者を除いた構成員で調査に当たり、当該調査の公平性・中立性を確保する。

エ 板橋区いじめの重大事態再調査委員会

学校で発生した、いじめ防止対策推進法に規定する重大事態に関し、区長が行う調査を実施するため、板橋区いじめの重大事態再調査委員会を設置する。再調査委員会の委員は、いじめの問題に対して知識・経験を有し、重大事態の関係者又はこれらの者と直接の人的関係若しくは特別の利害関係を有する者を除いて構成し、当該調査の公平性・中立性を確保する。

③ その他

教育委員会は、板橋区いじめ防止対策基本方針に基づく取組状況を点検し、その結果に基づいて評価し、必要に応じて見直しする。

(2) 本校における取組

【いじめ問題への対応組織】サポート委員会

(月1回の定例会メンバー)

- ・校長 ・副校長 ・特別支援コーディネーター ・養護教諭
- ・いじめ防止担当 ・あいキッズ ・SSW ・特別支援教室巡回教員

(臨時のいじめ対応のサポート委員会)

※上記メンバーに加え、

- ・生活指導主任 ・当該児童の学級担任と学年主任 ・iCS委員
- (教育委員会・子ども家庭総合支援センター・警察等)

【具体的な取組】(相談体制・保護者への啓発・教員研修を含む)

① 未然防止

- ア 学級活動や縦割り班活動の充実によるよりよい人間関係づくり
- イ 道徳教育の充実 いじめに関する道徳授業の学期ごとの実施
- ウ 児童会が中心となって見直す高一のきまり・SNS高一ルール
- エ 「SOSの出し方に関する教育」の実施
- オ 一部教科担任制、副担任制による多くの教員の目で見守る体制

② 早期発見

- ア 年度初めのいじめ防止に関する教員研修
- イ 年度初めの保護者会におけるいじめ防止に関する取組の周知
- ウ ふれあい月間(学期に1回)における生活アンケートの実施
- エ 年度当初のスクールカウンセラーの全校児童への周知
- オ 5年生とスクールカウンセラーの全員面談
- カ 校長室、相談室前に、「相談ボックス」の設置

③ 早期対応

- ア 担任→学年主任→生活指導主任→管理職への迅速な連絡体制
- イ サポート委員会での対応検討と解決へのプランの全教員による共通理解
- ウ いじめ経過観察シートによる毎月の報告と解消の確認
- エ 重大事態が疑われる場合には、教育委員会への連絡、警察、子供家庭支援センター等の関連機関への協力要請を行う。
- オ 当事者、ならびにその保護者への面談